

京都市消防局訓令乙第 7号

各 部
防 災 危 機 管 理 室
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防職員被服等貸与規程の一部を次のように改正する。

平成17年9月30日

京都市消防局長 森 澤 正 一

別表警防活動要員の項中

面体用めがね枠
面体用収納袋

を

面体用めがね枠
防じんマスク
防じんメガネ
面体等収納袋

に改める。

附 則

この訓令は、平成17年10月5日から施行する。

(消防局総務部施設課)